

令和3年

笛吹市議会
第1回臨時会会議録

令和3年11月24日 開会

令和3年11月24日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第197号

令和3年笛吹市議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月17日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和3年11月24日 午後3時00分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	古屋	始芳
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	保坂	利定			

不応招議員（なし）

令和 3 年

笛吹市議会第 1 回臨時会

11月24日

令和3年笛吹市議会第1回臨時会

1. 議事日程

令和3年11月24日
午後3時00分開議
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ並びに提出議案要旨説明
- 日程第4 承認第6号 笛吹みんなの広場条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第115号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第6 議案第116号 令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第7 議案第117号 令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第118号 令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第119号 令和3年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第120号 令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第121号 令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第122号 令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第123号 令和3年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	古屋	始芳
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	16番	前島	敏彦
17番	小林	始	18番	渡辺	正秀
19番	保坂	利定			

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
-----	----	-----	-----	----	----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	小 澤 紀 元
総 務 部 長	深 澤 和 仁	総合政策部長	返 田 典 雄
市民環境部長	雨 宮 和 博	保健福祉部長	西 海 好 治
建 設 部 長	標 博 司	公営企業部長	水 谷 和 彦
総 務 課 長	茂 手 木 政 和	財 政 課 長	金 井 久

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	内 藤 三 記 子
議 会 書 記	北 野 隆 史

○議長（保坂利定君）

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年笛吹市議会第1回臨時会を開会いたします。

開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

令和3年第1回臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもって、お礼を申し上げます。

11月も半ばを過ぎ、朝夕はめっきり寒くなってきました。これから本格的な冬が到来しますが、新型コロナウイルスの感染がこのまま収束するよう願っているところであります。

さて11月20日、笛吹みんなの広場のオープニングイベントが開催され、市内外から多くの参加者が集まり、笛吹市の新しい観光拠点を楽しんでいただきました。

今後は、みんなの広場を活用した様々なイベントを通じて、笛吹市に賑わいが創出されることを期待をしております。

さて、今臨時会には市長より専決処分の承認、条例の一部改正および令和3年度補正予算が提案されます。

会期中格別なご精励を賜り、慎重にご審議いただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのあいさつといたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用のまま会議を行います。

発言する場合においてもマスク着用をお願いをいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

地方自治法第121条の規定により市長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

○議長（保坂利定君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第11番 野澤今朝幸君および

議席第12番 中村正彦君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（保坂利定君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

○議長（保坂利定君）

日程第3 市長あいさつならびに日程第4 承認第6号から日程第13 議案第123号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和3年笛吹市議会第1回臨時会を招集しましたところ、ご多忙にもかかわらず、早速ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの3回目接種となる追加接種について、本市では、接種間隔を2回目の接種完了から原則8カ月以上とする国の方針に基づき、医療従事者には、12月から追加接種が受けられるよう、明日以降、順次、接種券付き予診票を送付し、65歳以上の高齢者には、令和4年2月から追加接種が受けられるよう、11月17日に追加接種の希望調査票を送付をしました。

また、国では、例外的に地域の感染状況、クラスターの発生状況、ワクチンの残余の状況等を踏まえ、市町村が必要と判断した場合には、2回目の接種完了から6カ月後の接種であっても予防接種法に基づく接種として取り扱うこととしています。このことを受け、本市でも、万が一、第6波による感染拡大などが起きた場合を想定して、2回目の接種完了から6カ月後の接種にも対応できるよう準備を進めています。

接種希望者が、これまで同様、安全かつ円滑に接種できるよう、取り組んでいきます。

笛吹みんなの広場では、11月12日に竣工式を行い、供用を開始をしました。また、11月20日には、広場の完成を記念したオープニングイベントを開催をしました。

両日とも好天に恵まれ、特にオープニングイベントは、爽やかな秋晴れの中、市内外から約7千人が訪れ、大盛況でした。

イベントでは、笛吹市観光大使や地元活動団体などによる、神楽、太鼓、吹奏楽などのステージショー、約60店舗が出店をしたマルシェ、eスポーツやテントサウナの体験コーナーなどが設けられ、大勢の人たちで賑わいました。

また、笛吹みんなの広場は、災害時に自衛隊の活動拠点としても活用できるよう整備したことから、自衛隊の災害時の様子がうかがえる指揮所や炊事所の展示のほか、実際に使用している車両などの展示では、大勢の子どもたちが、普段見ることができない車に乗るなどして、歓声を上げていました。

さらに、イベントのフィナーレでは、光の演出として、市内の保育園児が事前に書いたぬり絵を隣接するNTT社屋にプロジェクションマッピングで投影したほか、さくら温泉通りでは、ワインボトルやワイン樽などを使ったイルミネーションにより、通り一帯が幻想的な雰囲気彩られました。

これまで、新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントの多くが中止や延期となりましたが、感染防止対策を徹底する中、オープニングイベントが開催でき、子どもからお年寄りまで、たくさんの笑顔が見られたことをとてもうれしく思っております。

今後は、笛吹みんなの広場を市民の皆さまの憩いの場として、また、様々なイベントの会場として活用していきます。

それでは、本日、提出しました案件について、概略をご説明申し上げます。

提出しました案件は、専決処分の承認案件1件、条例案1件、補正予算案8件、合わせて10件です。

はじめに、承認案件です。

「笛吹みんなの広場条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて」は、笛吹みんなの広場整備工事の工期延期による、条例施行日の変更に伴い、笛吹みんなの広場条例の一部を改正したものです。

緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

続きまして、条例案です。

「笛吹市職員給与条例の一部改正について」は、令和3年の人事院及び山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告等に鑑み、民間の給与との格差を是正するため、一般職員の期末手当支給月数を0.15月分引き下げることとし、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

補正予算案は、いずれも笛吹市職員給与条例の一部改正に伴い、補正予算を編成したものです。

まず、「令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」は、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4,578万円を減額し、総額を398億9,801万円とするものです。

職員手当、共済費を減額し、併せて特別会計への繰出金、企業会計への補助金などを減額するとともに、不用となった一般財源について財政調整基金繰入金を減額するものです。

次に、特別会計の補正予算案です。

国民健康保険特別会計はじめ5会計において、総額215万円を減額するものです。

次に、公営企業会計の補正予算案です。

水道事業および公共下水道事業の収益勘定、資本勘定において、総額190万円を減額するものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりまして、ご確認をお願いいたします。

よろしくご審議の上、ご承認・ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（保坂利定君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第4 承認第6号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております承認第6号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、承認第6号は委員会への付託を省略することに決定をしました。

承認第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第5 議案第115号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第115号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第115号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第115号の討論を行います。

討論はありませんか。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員(渡辺正秀君)

議案第115号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、反対の立場から討論をいたします。

日本共産党の渡辺正秀でございます。

今回の給与改定、期末手当を人勸に基づいて引き下げるといっていますが、特別職および、われわれ議員については、これは据え置くということでありましたけども、これは一般職について引き下げるといってございまして。

今、格差が非常に広がっているという中で、勤労者の賃金をむしろ上げる必要があるんじゃないかという議論が盛んに行われております。そういった中で、地方公務員の皆さんの給料というのは、じゃあ、格差のある中で上層部、上流階級に属するような給料が与えられてるかというと、むしろ低いほうじゃないかというふうに言われております。こうした中で、人勸が出たからといって、あえて引き下げる必要は、私はないと思っております。

そして人勸が出るたびに、少しずつ上げたり下げたりということについてもですね、地方自

治の本旨からみても、自主的にやっぱり考えていく必要があるのではないかというふうに考えます。

そうした考えのもとに、この議案第115号については反対いたしたいと思います。

以上です。

○議長（保坂利定君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第115号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第116号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第116号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第116号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第116号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第116号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に日程第7 議案第117号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第117号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第117号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第117号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第117号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に日程第8 議案第118号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第118号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第118号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第118号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第118号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に日程第9 議案第119号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第119号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第119号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第119号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第119号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に日程第10 議案第120号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第120号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第120号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第120号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第120号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

次に日程第11 議案第121号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第121号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第121号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第121号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第121号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に日程第12 議案第122号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第122号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第122号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第122号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第122号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

次に日程第13 議案第123号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第123号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第123号は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

議案第123号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第123号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了をいたしました。

以上をもちまして、令和3年笛吹市議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時27分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	内藤三記子
議会書記	北野隆史